

**平成 25 年度試行的「見える化」事業
参加手引書(概要版)**

平成 25 年 12 月 24 日版

厚生労働省 老健局 老人保健課

1. 試行的「見える化」事業の目的

社会保障・税一体改革においては高齢化が一段と進む 2025 年に向け地域包括ケアシステムの構築を目指しており、都道府県・保険者が長期的な視点を持って、地域包括ケアシステムの構築に取り組むことが必要です。

今後、地域包括ケアシステムの実現に向けて、都道府県・保険者が着実に計画を実行するために、介護保険事業の現状分析に基づいて実行状況を随時検証し、必要な施策を検討する必要があります。

これまでのところ、現状分析を支援するためのツールとしては介護政策評価支援システムがあります。この機能を統合した上で、保険者に対して全国比較等の結果を「見える化」し、直感的に分析可能とすること、分析で把握される同様の課題を抱える保険者等において取り組まれている施策等についての情報提供をすることにより、従来以上に保険者の介護保険事業運営を総合的に支援することが可能になります。

このようなことから、厚生労働省としては、各地方自治体が行う、それぞれの地域の特性にあった地域包括ケアシステム構築に向けて、有益な情報を国民も含めて広く共有（＝「見える化」）することによって総合的な支援を推進することとしています。

平成 25 年度においては、地域包括ケア「見える化」システム（仮称）（以下、「本システム」という。）のプロトタイプを構築し、「見える化」を試行的に開始します。

2. 地域包括ケア「見える化」システムの概要

(1) 地域包括ケア「見える化」システムの機能概要

平成 25 年度に試行する地域包括ケア「見える化」システム（以下、本システム）では、介護保険事業の現状分析に資する情報について都道府県、保険者及び日常生活圏域単位に情報提供を行います（提供される具体的な情報は参考資料 1 を参照）。

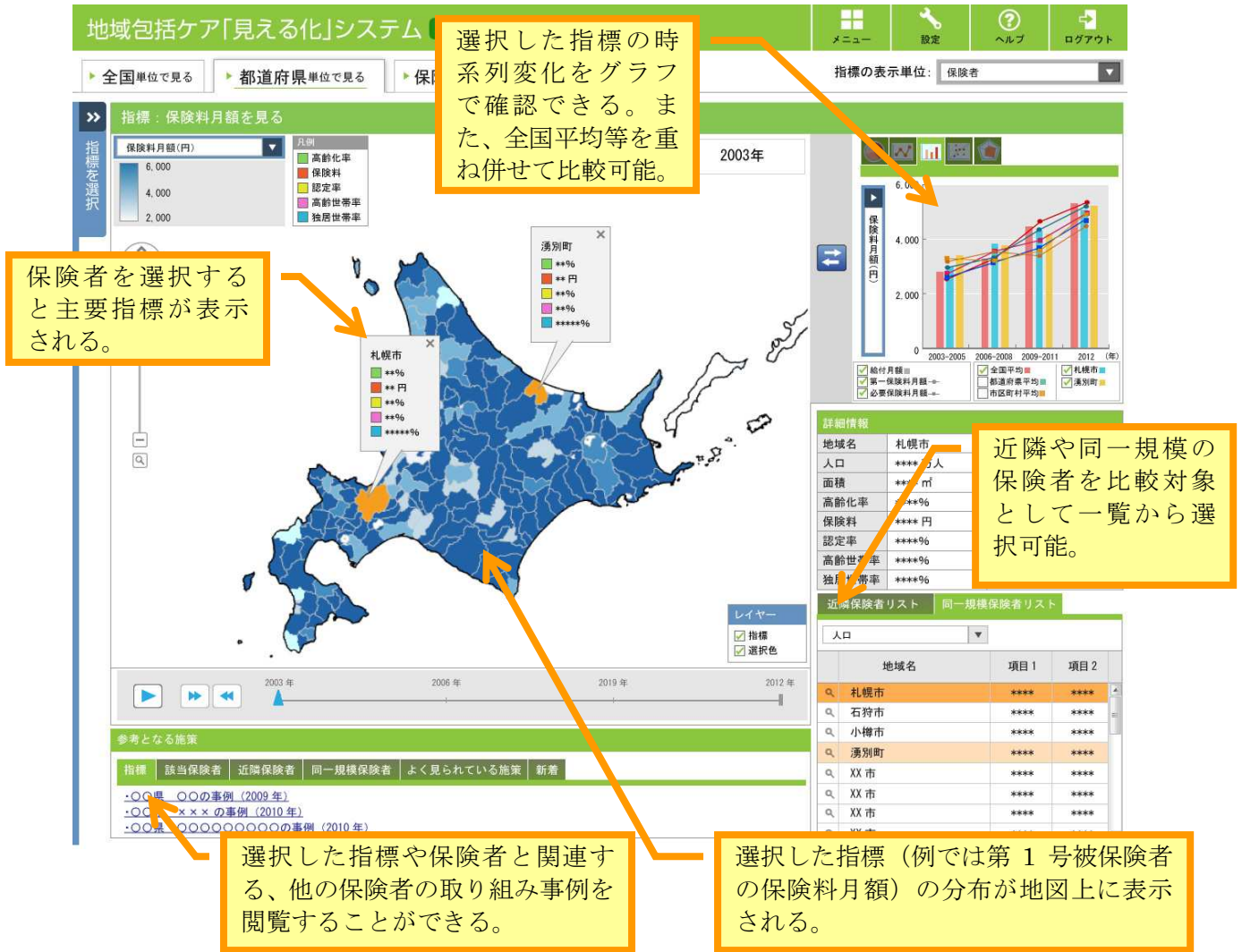
なお、本システムで提供される情報の集計に含まれる高齢者数が 10 人に満たない情報については、個人情報秘匿に配慮して提供を行いません（公的統計等で公表されている情報については、そのまま提供します）。

以下では、本システムの主な機能である保険者間の情報の比較及び日常生活圏域間の情報の比較機能の概要を紹介します。なお、本システムは現在開発中であり、最終的な画面とは異なる場合があることに留意してください。

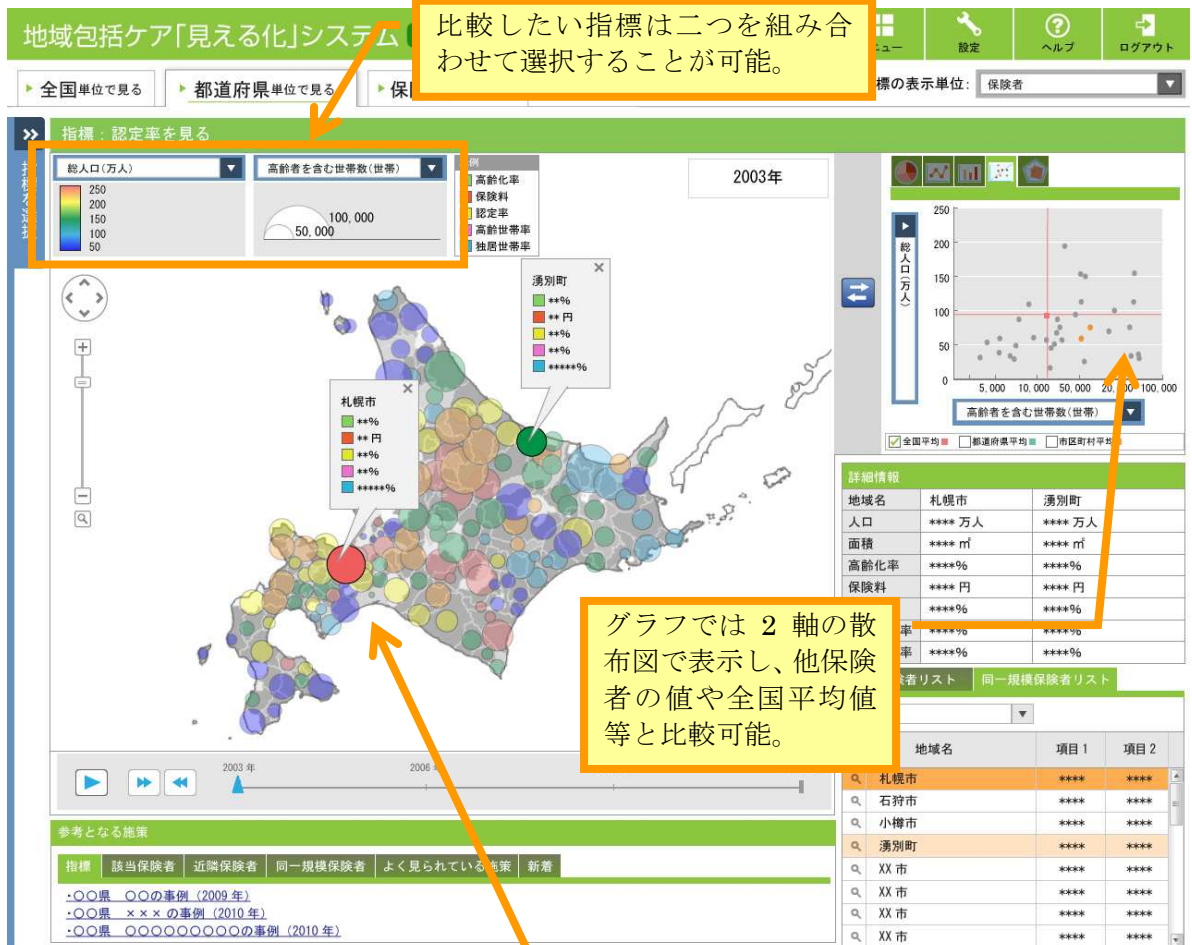
1) 保険者間比較の画面・機能概要

本システムで提供する情報は地図及びグラフによって「見える化」し、保険者間の比較を直感的に分析できるように提供されます。また、表示している指標や比較対象として選択した保険者に関連する地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み事例等を閲覧することができます。

図表：一つの指標について保険者間比較を行う場合



図表：二つの指標の組み合わせで保険者間比較を行う場合

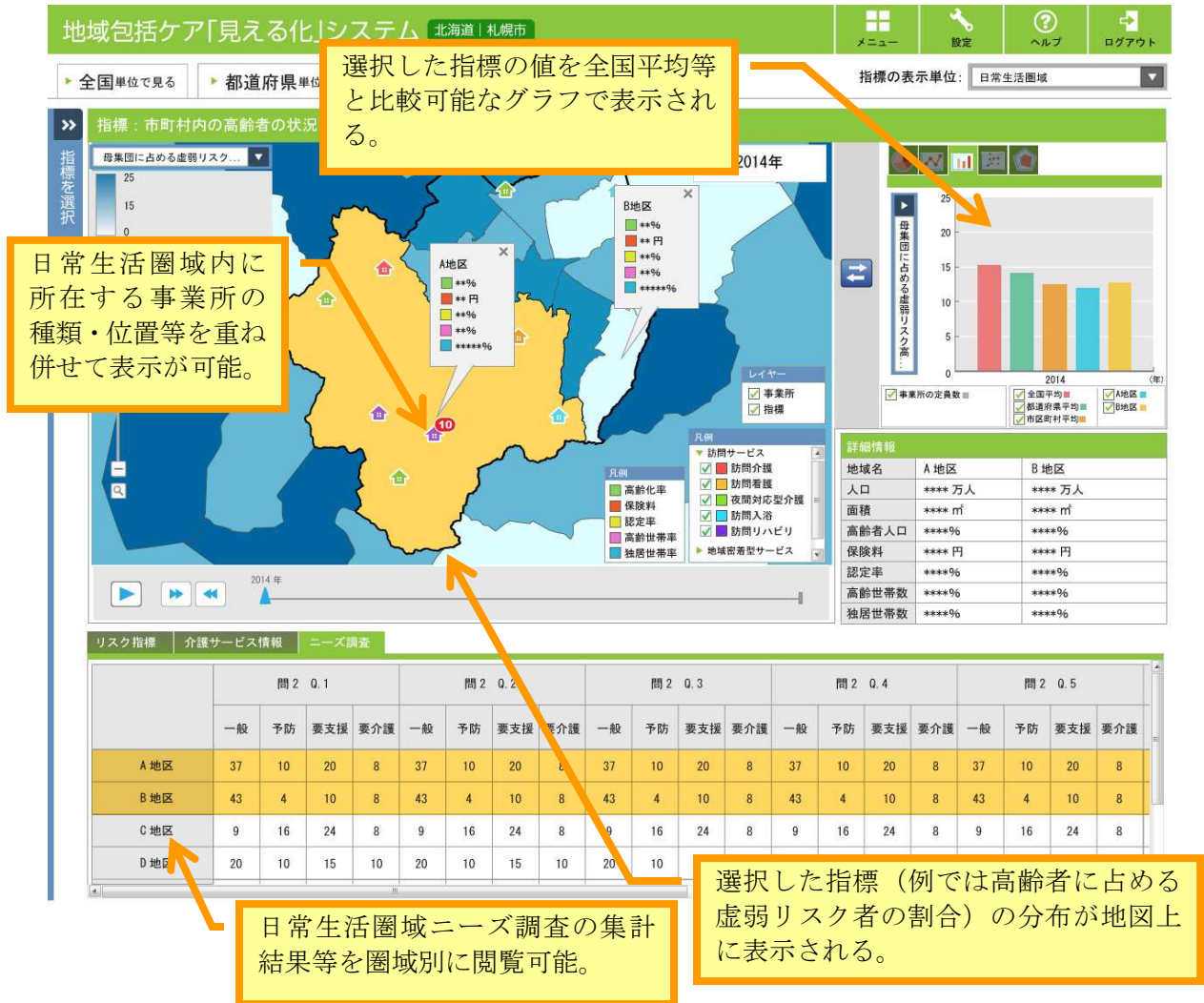


円の大きさと色の組み合わせで地図上に表示。

2)日常生活圏域間比較の画面・機能概要

本システムで提供する情報は地図及びグラフによって「見える化」し、日常生活圏域間の比較を直感的に分析できるように提供されます。また、日常生活圏域内に所在する事業所の位置等を重ね併せて分析することも可能です。

図表：日常生活圏域間の比較を行う場合



(2)稼働環境及び運用要件に関する留意事項

1)稼働環境

本システムの利用に際しては、Windows 7以降のOS及びInternet Explorer 9以降のブラウザがインストールされたPCをご用意ください。Windows 7以前のOS又はInternet Explorer 9以前の古いブラウザを利用する場合は一部の機能が利用できない場合があります。

2)運用要件

本システムのサービス提供時間は、毎日24時間です。システム保守等のメンテナンスやバックアップ取得等を行うためにシステムを停止する場合は事前にシステム停止時間のアナウンスを行います。

また、障害によって、システムが使用不可能となる事態が発生した場合には、復旧までに12時間程度の時間を要する可能性があります。

データのバックアップは、毎日1回実施しますので、万一、障害等によってデータが失われた場合には前日のデータに復旧することになります。また、バックアップの保持は1世代分ですので、2日以上以前のデータを復旧することはできません。

3)アカウント情報の管理等

本システムのアカウント情報は保険者毎に、提供される情報の閲覧と日常生活圏域境界等の設定権限を持つ管理者アカウントと提供される情報の閲覧権限のみを持つ一般アカウントの2つが発行されます。一般アカウントは、地域包括ケアシステムの構築に向けて本システムの情報を有効に活用していただける関係者に共有をしてください。共有することが想定される関係者は以下のような例が考えられます。ただし、本システムは試行的に運用されるものであり、大量のアクセス数には耐えられるようになっていないため、都道府県・保険者職員以外へのアカウント情報の共有は限定された関係者に留めてください。

- 都道府県・保険者内の介護保険担当以外の部局（医療・高齢者福祉・住宅関連の部局等）
- 地域包括支援センター
- 保健所
- 介護保険事業（支援）計画策定委員・・・等

本システムは試行的運用であるため、アカウント数を限定しています。そのため、共有された一般アカウントから大量のアクセスが確認された場合には当該アカウントを廃止し、アカウント情報を再発行させていただく場合があります。

(3) 地域包括ケア「見える化」システムの利活用の範囲について

本システムで提供を行う情報は、地域包括ケアシステムの構築に向けて本システムの情報を有効に活用していただける関係者に共有していただくことを想定しています。そのため、不特定多数の方が本システムで提供する情報を閲覧する可能性に配慮し、本システムで提供される情報の集計に含まれる高齢者数が10人に満たない情報については、個人情報の秘匿に配慮して提供を行いません（公的統計等で公表されている情報については、そのまま提供します）。

共有の方法としては、(2)に記述したように、限定された関係者に本システムの一般アカウントを共有し、本システムの機能を利用していただく方法や住民への説明資料に本システムの画面や情報を引用するなどによって共有する方法が考えられます。

(4) 今後のスケジュールについて

本システムは、平成25年12月末に日常生活圏域境界の登録を行っていただく機能を稼働し、年度内を目途に試行的に保険者向けの情報提供を開始する予定です。本システムは平成26年度についても引き続き運用を行う予定です。また、日常生活圏域ニーズ調査結果情報を送信いただく保険者については、平成26年6月頃までを目途に送信をお願いします。

